

甲賀市農業委員会だより

2015.2.15
第20号

甲賀市農業委員会
甲賀市水口町水口6053
TEL0748-65-0718



希望ヶ丘、耕心、ニューポリスの農村近郊住宅団地を抱える甲南町深川地区では、地域住民の方々と交流を図りつつ農業への理解を深めてもらおうと平成14年から始まった「たんぽのこ体験事業」を支援しています。

輝け未来 農業体験学習 (食育)

こうなんちょう
甲南町深川地区

A Q

取り組み主体は?

14 深川地区では、平成

A Q 「たんぼのこ体験学習」とは?

「たんぼのこ体験学習」は、体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」と位置付けて取り組んでいます。

学習内容は、子どもたち自らが、田んぼに入り、植え付けから収穫までの様々な農作業を行い、また、収穫した作物を調理して食べるなど、「育て」「収穫し」「食べる」が特徴です。

田植え後は、隣接の田んぼで水生生物の観察も行います。稻刈り時には、水の管理などの成長過程や日数、足踏み脱穀、ムシロ干し、稻架けなど昔のやり方を話してから鎌の持ち方、刈り方などを教えるとともに落ち穂はくまなく拾わせ



A Q 学習内容は?

学習内容は、両校とも同じで田植えや稻刈り体験が主であります。田植え作業前には、食べ物を作る災害を防ぐ、生きものを育むなど田んぼの役割や牛にすきを引きさせて行う昔の田起こし・代かき・田植えのやり方のほか茶碗一杯のご飯は苗8本で穂れることなど米の話をこれから植え方を教えます。



A Q 今後の取り組みは?

「知らないことばかりでしたが、食べものの大切さ、作る人への感謝が解りました。」との児童たちの言葉を糧に今後も続けて取り組み、食育や農業の発展に少しでも役に立てればと願っています。

食べものの大切さを教えていきます。終了後は、足踏み脱穀の体験やコンバインの構造のほか脱穀(もみ)、粗挽り(玄米)、精米(白米)、炊く、ご飯の順序を話しています。収穫後は、学校における収穫感謝祭(餅つきまではおにぎりづくりで一緒に食べる)に参加して保護者と子どもたちと交流しています。

農業委員の紹介

昨年7月に農業委員の統一選挙が実施され、7月20日から新たな農業委員により活動を開始いたしました。



会長 福本 庄三郎

このたび、甲賀市農業委員の改選で会長に就任させていただきました。

現在、農業を取り巻く状況は、大変厳しいものがありますが、甲賀市農業委員会として、優良農地の確保や農地の利用集積並びに市の農業振興への支援など、農業者の公的代表機関としての使命を全うしていく所存でございますので、皆様のご支援とご協力を心からお願い申しあげます。



副会長 北田耕平

農業委員の改選により、副会長の重責にはからずも選出していただきま

ました。時代が進むと共に、一般社会の流れが急激に変化をしている中において、農業を取り巻く情勢と言えば、益々厳しくなり、農家の農業離れを引き起こしかねない状況となりつづある今日、農家の視線にたって、農業振興のため、誠に微力ではありますが、任を全うしていく所存でありますので、何卒皆様方の御支援、御協力を宜しく御願い申しあげます。

各地区担当農業委員一覧表

委員氏名	住所 電話番号	担当地区	委員氏名	住所 電話番号	担当地区
山元彌生	水口町北泉1丁目137 62-2247	泉・北脇	山下 年数	甲賀町油日1278 88-4659	油日・上野
奥村英夫	水口町名坂322 62-3590	旧水口・林口・松尾・名坂・幸ヶ平	河合 仁司	甲賀町小佐治2553 88-4429	小佐治・岩室
伴 兼利	水口町下山1314 62-1569	八田・春日・下山	山本 正和	甲賀町櫟野1081 88-3419	櫟野
小山田忠一	水口町虫生野589 62-3978	貴生川・宇川・虫生野・北内貴	村山 庄衛	甲賀町神2334 88-4381	大原中
岡村和男	水口町三大寺786 62-6021	三大寺・牛飼・杣中・山上・高山・岩坂・三本柳	大原 盾夫	甲賀町高野981-1 88-4478	相模・大原市場・高野
中島文昭	水口町伴中山2553 62-5238	伴中山・山	松原 照雄	甲賀町田堵野487-1 88-2891	田堵野・滝・毛枚
奥村清和	水口町和野1401 62-2579	中畑・新城・今郷・嶽峨・和野	川村 克己	甲賀町大原上田1496 88-3962	大原上田
伴 慎也	水口町酒人686 62-6045	植・宇田・酒人	服部 嘉子	甲南町葛木450 86-4606	葛木
綾戸 勝	土山町南土山甲121 66-0129	北土山・南土山・大沢	豊田 重孝	甲南町池田1937 86-2945	池田・野尻・野田
青木 次郎	土山町大野2140 67-0063	大野	田中 庄吾	甲南町深川1980 86-4693	寺庄・深川・稗谷・森尻・宝木
田畠啓之助	土山町青土603-1 66-0617	平子・瀬ノ音・青土・野上野・北西の一部	岡崎 幸男	甲南町新治953 86-3888	磯尾・竜法師
黒川 善雄	土山町笹路325 68-0471	頓宮・前野・市場・徳原	田嶋亮太郎	甲南町市原782 86-3990	杉谷・新治・塩野・市原
黒河 盛昭	土山町鮎河896 69-0010	鮎河・大河原	橋本 秀一	甲南町野川1656 86-4436	柑子・野川・下馬杉・上馬杉
筒井 勇雄	土山町山女原493 68-0525	黒川・猪鼻・山中・笹路・山女原・黒滝	市村 輝久	信楽町多羅尾1913-1 82-0798	多羅尾
中尾 博之	甲賀町五反田716-5 88-4757	和田・高嶺・五反田	植西 一彦	信楽町杉山505-2 82-0732	杉山・中野・柞原・西・小川・小川出
藤橋 利忠	甲賀町神保1392 88-3724	神保・隱岐	寺田 勝典	信楽町神山1515 82-1945	長野・神山・江田・田代・畠
西田くみ子	甲賀町大久保787 88-2313	大久保・鳥居野	辻 正豊	信楽町牧589 83-0199	宮町・黄瀬・牧・勅旨
井原 富雄	甲賀町神1407 88-2664	神	北田 耕平	信楽町上朝宮1620 84-0185	上朝宮・下朝宮・宮尻

遊休農地対策

農業委員による農地パトロール

農地部会では、年度当初に農地パトロール計画をたて、農地パトロールを行っています。

【委員農地パトロール】 (毎月)

年間を通じて担当地域を月1回以上パトロールし、遊休農地の解消指導や農地転用箇所の確認等、農地の状況把握に努めています。



できます。再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援するもので、次のようなメニューがあります。

④再生作業に定以上の労力と費用を要すると認められること。
(T)

【交付金メニュー】

①再生利用活動

○再生活動（障害物除去、深耕、整地等）および土づくり（肥料、有機質資材の投入等）を一括して支援

・ 定額支援【7万5千円／10aあたり】または重機等を用いて行う場合【対象経費の1／2等】

・ 土づくり（2年目…必要な場合のみ）【2万5千円／10a】

・ 営農定着【2万5千円／10a】

○ 経営展開、経営相談、実証ほ場の設置・運営加工品試作、試験販売等【定額】

②施設等保管整備

・ 用排水施設、農業用機械・施設等の整備【対象経費の1／2等】

・ 小規模基盤整備【2万5千円／10a】



(土山町大野 垂井地先)

交付金の詳細や活用についての問い合わせ先

甲賀市農業再生協議会（市役所 農業振興課内）

TEL 65-0711

フォローアップ調査の結果について

【遊休農地フォローアップ調査（9月から10月）】

昨年度の遊休農地調査図をもとに地域全体を調査し、新たな遊休農地発生箇所や解消箇所を調査し、市農業振興課へ通知します。

耕作放棄地の再生利用を応援します！

耕作放棄地を借りて農地を再生して利用する場合、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を受けることが

平成26年取扱件数	
平成26年、一年間に農業委員会総会に提出された取扱件数をまとめました。	
農地法第2条による非農地証明申請	0
農地法第3条許可申請	35
農地法第4条許可申請	32
農地法第5条許可申請	72
農地法第4条・第5条による事業計画変更承認	0
民事執行法による農地等の売却に係る農地法の処理	0
農地法第4条届出	19
農地法第5条届出	43
農地法施行規則第32条届出	5
農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画決定(利用権等設定)	433
農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定申請	9
農業経営基盤強化促進法による特定農用地利用規程認定申請	0
田畠転換等形状変更届出	15
経営改善資金利用計画認定申請	1
計	669

2014大農業祭に出展



今年度もJJA大農業祭に「おいしさ再発見！新鮮な地元野菜を食べよう！」をテーマに協賛出店しました。

猪と狸のはぐ製を陳列した農業委員会ブースには、農業委員会が甲南町塩野地先で自ら取り組んでいる不耕作解消事業での生産野菜や焼き芋の提供をはじめ食育烟などの生産物販売や米粉製品などの試食販売、甲南高校生産物の提供のほか管内特産物や鳥獣被害に関するパネル及び農業委員会の啓発パネルの掲示を行いました。



クイズでは、獣害に関する問題に回答していた
だきました。当日は、猪と狸のはぐ製を展示。

女性農業委員活動

現在、甲賀市農業委員会では3名の女性農業委員で活動しています。滋賀県内の女性農業委員は今回の改選で50人を超えて、女性農業者の地位向上のため、湖国女性農業委員連絡協議会を組織して積極的に活動を行っています。

東海・近畿ブロック女性農業委員研修会 (平成26年12月9日 岐阜市)

「経営継承の理想の形から、女性ならではの世話役活動を考える」と題して、パネルトークが行われ農家の経営継承において、後継者の自主性を尊重しながら「口は出さずに手は貸す」「女性も休みをしっかりとることが大事である」と話されました。

次に「地域農業の振興に向けた女性農業委員の役割」というテーマで参加者がグループに分かれて意見交換を行いました。

女性農業委員登用促進研修会 (平成26年12月11日 東京)



家族経営協定とは？

家族経営協定とは、農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すものです。経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めます。

家族経営協定を締結する目的は？

家族農業経営は、家族だからこそその良い点がたくさんあります。が、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとても、魅力的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に發揮できる環境を整備することが重要です。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備が農業経営の改善につながります。

つていてる割合が高い」とのことでした。

講演では、女性が当たり前にやっていることが男性社会から見ると女性ならではの目線になる。生産者と消費者の間、1・5次産業で地元で作って地元で食べる加工、産業が望ましいとのことでした。

その後、意見交換会があり、後継者作りは人作りであるので、婚活が重要であるとの意見が多く出されました。両日共、大変有意義な研修会となりました。（N）

家族経営協定について

農業者の代表機関として市長に建議提出



甲賀市農業施策に関する建議書(概要)

1. 補助制度について

- ①農業施設修繕（材料支給等）補助制度の追加

2. 遊休農地対策について

- ①遊休農地対策のための計画的な事業実施
- ②耕作放棄地解消計画の策定

3. 担い手の育成・確保対策について

- ①人・農地プラン作成に関する集落への支援
- ②新規就農者への相談窓口の充実等の支援
- ③買換え農機具等に対する支援
- ④6次産業化等を取り入れた経営体の育成
- ⑤農地中間管理事業を活用した農地集積への支援

4. 有害鳥獣対策について

- ①捕獲頭数増加のための猟友会会員の確保
- ②獣害被害防止柵事業による支援の継続
- ③猿害対策として継続的な個体数の調整

5. 地産地消の推進と甲賀産農産物のブランド化について

- ①地元産米の消費拡大に関する支援
- ②甲賀野菜の生産拡大と食育畑を活用した食育の推進
- ③甲賀産農産物の生産促進と消費者への販売促進
- ④茶業後継者の経営安定への支援
- ⑤平成26年度開催の関西茶業振興大会を契機とした茶業振興

6. 公共施設（道路・河川）の適正な管理について

- ①農業用施設に隣接する公共施設用地の適切な管理

7. 農地情報の共有について

- ①地図情報システム（GIS）の導入

建議内容の詳細については、市ホームページでも閲覧できます。

<http://www.city.koka.lg.jp/3935.htm>

人・農地・マスター・プラン (地域農業マスター・プラン) を作成しましょ。

認定農業者制度について



現在、甲賀市内では、38の人・農地プランが作成されています。作成に係る手続きは市役所農業振興課で受付しております。また、プラン作成に関しては、地域の農業委員までご相談ください。

このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地・マスター・プラン」を作成しましょう。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

人・農地・マスター・プランでは、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこでへの農地集積を進めるため、中長期経営体は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があります。

甲賀市内でも個人、法人を合わせて170経営体が認定農業者の認定を受けています。

今後、認定農業者への農地の集積を推進していくことが重要です。

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営発展を図るために、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度です。同計画の認定を受けると、低利融資のほか、経営安定のための交付金を農用地・農業用機械等を取得するために積み立てた場合に損金算入できる等の税制特例等の措置を受けられます。

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営発展を図るために、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度です。同計画の認定を受けると、低利融資のほか、経営安定のための交付金を農用地・農業用機械等を取得するために積み立てた場合に損金算入できる等の税制特例等の措置を受けられます。

お茶づくりって素晴らしい

農業頑張っています

「お茶との出会いは学生時代にグリーンティ土山に研修生として受け入れてもらったのが最初でした。農業に関しては何もわからない状況でしたが、お茶に魅力を感じ、それがきっかけで学生時代に学んだ専門知識を生かせる場所として『農事組合法人グリーンティ土山』に就職しました」と話される佐伯さんは、就職して3年目ということですが、今では栽培から製造までの技術もしっかり身につけられ良質茶の生産に取り組まれています。

昨年10月、第67回関西茶業振興大会が甲賀市で開催され、見事かぶせ茶の部で一等一席を受賞されました。これも日々の努力と仲間の支えがあってこそ実ったと大変喜んでおられました。

しかし、近年、茶業経営も厳しくなり、今までのような茶づくりでは販路も広がらないと茶の用途や品種、茶種等に工夫を凝らしながら『グリーンティ土山』独自の茶生産・商品づくりにも一役担っておられます。

その為、ホームページを作りネット販売やイベントに参加したり販路拡大にも積極的に努めています。お茶もまだまだ奥が深く納得のいく茶づくりには時間もかかると思いますが、お客様が喜んで、安心して飲んで頂けるおいしいお茶づくりに精進し土山茶と『グリーンティ土山』の名声を上げたいと将来への抱負を語られました。



農事組合法人グリーンティ土山
佐伯 友樹さん

(関西茶業振興大会 表彰式にて)

全国農業新聞



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 600円
(平成27年4月からは1ヶ月 700円)
- 申込 農業委員会事務局
または地区農業委員へ

ます。 報誌の編集に努めてまいり
ます。 合併後、年2回の発行で
第20号をむかえました。今
後も農業者の皆様にわかり
やすく読んでいただける広

編
集
後
記

国が支える。安心が大きくなる

担い手積立年金 農業者年金

安心で豊かな老後のため、
農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方は
どなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日異常農業に従事
(配偶者・後継者も可)
- 国民年金第1号被保険者

お問い合わせは…

甲賀市農業委員会事務局 TEL 65-0718
JAこうか営農振興課 TEL 62-0720

39歳までの農業者の方
は、政策支援として保険
料の国庫補助を受ける
ことができます。

加入要件

- 国民年金第1号被保険者
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者

旧年金の経営移譲年金を受給されている方で、後継者に委譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。(M)